

令和5年(ワ)第28号 汚職調査の妨害に対する国家賠償請求事件

原告 野村一也

被告 蘭越町 難波修二

準備書面1

令和5年7月21日

札幌地方裁判所小樽支部 民事合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士	佐々木	泉	頭	
同 弁護士	下	矢	貴	
同 弁護士	福	田	洋	
同 弁護士	山	田	之	
同 弁護士	土	田	慧	
同 弁護士	中	泉	絵	
同 弁護士	山	下	雄	

第1 請求の原因に対する認否

1 「第2 請求の背景」

(1) 「1 原告が汚職調査の～」

ア 「(1) 原告の汚職調査の～」

冒頭の一文(原告の汚職調査の対象となる～)は認める。

アは認める。

イの第一段落は認める。イの第二段落は知らないし争う。

ウは認める。

エは認める。

イ「(2) 次の2つの施設は～」

冒頭の一文(次の2つの施設は～)は認める。

アは認める。

イは認める。

(2)「2 関係する職員及び議員」

富樫順悦氏について、「2007年5月より」の記載は否認する。「2003年5月から」である。その余は認める。

2「第3 汚職調査により判明した事実」

(1)「1」

認める。

(2)「2」

原告の「廃業」の定義にもよるが、平成19年にチセハウスが廃業したことは否認する。その余については不知。50～70年近く以前の出来事であり確答できない(判明すれば認否を明らかにする。)

(3)「3」

認める。

(4)「4」

「同年2月6日」の記載は否認する。「同年2月1日」である。その余は認める。なお、告103が引用されるが甲101の引用の趣旨と思われる。

(5)「5」

認める。

(6)「6」

認める。

(7)「7」

認める。

(8)「8」

認める。

(9)「9」

営業を休止したことは認めるが、日付は不知。

(10)「10」

認める。

(11)「11」

不知。

(12)「12」

第一文及び第二文は、認める。第三文(ただし、)は、否認する。現在は議事録を作成している。

(13)「13」

(4)の記載は否認し、その余は認める。

(14)「14」

認める。

(15)「15」

認める。

(16)「16」

認める。

(17)「17」

第一文(同年)～第四文(また、)は認め、その余は否認する。

(18)「18」

認める。

(19)「19」

柱書は認める。

ア (1)

認める。

イ (2)

認める。

ウ (3)

認める。

エ (4)

認める。

オ (5)

認める。

カ (6)

認める。

キ (7)

認める。

ク (8)

認める。

ケ (9)

否認する。

コ (10)

認める。

(20)「20」

認める。

(21)「21」

認める。

(22)「22」

認める。

(23)「23」

認める。

(24)「24」

認める。

(25)「25」

第一文は不知。第二文、第三文は認めるが提案内容については対外的に広く公にすることが前提とされている文書ではない（「ようやく」の趣旨が定かではない。）。

(26)「26」

認める。

(27)「27」

認める。

(28)「28」

認める。

(29)「29」

同年9月21日の趣旨であれば認める。

(30)「30」

認める。

(31)「31」

認める。

(32)「32」

不知。

(33)「33」

不知。

(34)「34」

認める。

(35)「35」

認める。

(36)「36」

第一文は認める。

第二文（なお、）は不知。

(37)「37」

認める。

(38)「38」

認める。

(39)「39」

第一文は認める。

第二文の評価は争う。川村弁護士からは契約書案を提示したものであり、かかる法律相談を受けてどのように判断するかは相談者に委ねられる事柄である。

(40)「40」

認める。

(41)「41」

認める。

(42)「42」

不知。

(43)「43」

認める。

(44)「44」

第一段落は認める。

第二段落（なお、～）は不知。

(45)「45」

<告85> (甲85号証) には、スキー場貸し切りの文言はなく、この書面で通知したとの趣旨であれば否認するが、口頭を含め何らかの方法で連絡を受けたという趣旨であれば認める。

(46) 「46」

不知。

(47) 「47」

不知。

(48) 「48」

認める。

(49) 「49」

甲134号証記載のやりとりがあったとの範囲で認める。

(50) 「50」

認める。

(51) 「51」

認める。

(52) 「52」

記載されるメール送信があったことは認め、その余は不知。

(53) 「53」

認める。

(54) 「54」

認める。

(55) 「55」

認める。

(56) 「56」

否認する。7月26日に面談した事実はない(10月26日の誤記と思われる。)。廃屋の撤去が完了したと報告した事実はない。10月26日は撤去

予定を報告したまでである。

(57)「57」

不知。

(58)「58」

認めるが、広報義務はない。

(59)「59」

事実については認め、評価について争う。

(60)「60」

認める。

(61)「61」

否認ないし争う。JRTから土地活用の相談の有無を問われて、これに対してないと答えたものである。

(62)「62」

5月12日に大湯沼自然展示館のプロポーザル公募を開始したことは認め、評価は争う。

(63)「63」

不知。

(64)「64」

不知。

(65)「65」

認める。

(66)「66」

不知。

### 3「第4 請求の原因（損害賠償請求に至る経緯）」

(1)「1」

ア「(1)」

認める。

イ「(2)」

認める。

ウ「(3)」

アは認め、その余の評価は争う。

エ「(4)」

認める。

オ「(5)」

認める。

カ「(6)」

不知。

キ「(7)」

不知。

ク「(8)」

不知。

(2)「2」

ア「(1)」

認める。

イ「(2)」

認める。

ウ「(3)」

認める。

エ「(4)」

認める。

オ「(5)」

認める。

カ「(6)」

認める。

キ「(7)」

認める。

ク「(8)」

日付が2021年3月18日の趣旨であれば認める。

ケ「(9)」

第一文は認める。

(3)「3」

ア「(1)」

認める。

イ「(2)」

認める。

ウ「(3)」

認める。

エ「(4)」

認める。

オ「(5)」

柱書は認める。

ア～ウは否認する。

エ、オは認める。

カ「(6)」

認める。

キ「(7)」

同年7月21日の趣旨であれば認める。

ク「(8)」

認める。

ケ「(9)」

認める。

コ「(10)」

認める。

サ「(11)」

認める。

シ「(12)」

認める。

(4)「4」

ア「(1)」

認める。

イ「(2)」

オは否認し、その余の事実は認め(録音の通りの発言があったことは認め)、  
主張・評価については全て争う。

ウ「(3)」

認める。

エ「(4)」

認める。

オ「(5)」

認める。

カ「(6)」

認める。

キ「(7)」

否認する。

ク「(8)」

柱書について「渡辺満」につき「渡辺貢」の趣旨であれば認める。

ア～オは否認ないし評価は争う。

ケ「(9)」

不知。

コ「(10)」

認める。

サ「(11)」

柱書は認める。

アは否認ないし争う。

イ、ウの発言は認め、評価は争う。

シ「(12)」

事実は認める。被告蘭越町の町長名と相違する上申書が手交されたため、氏名相違のため開封しなかったにすぎない。なお、本訴訟の送達場面においても原告は被告蘭越町長の氏名を誤り送達し直した経緯がある。

ス「(13)」

アについて録音されるやり取りがあったことは認める（山内巖ではなく勲である。）

イは否認する。

ウのやり取りは認める。

セ「(14)」

柱書は認める。

アの今野氏の発言は認め、評価は争う。

イの原告からの指摘があったことは認める。

ウの評価は争う。

ソ「(15)」

認める。

タ「(16)」

第一文は認める。第二文について、原告が謝罪を求めたことは認める。第三文は否認ないし争う。

チ「(17)」

認める。

#### 4「第5 責任原因」

(1)「1」(訴状補正書による補正後のもの)

(1)(2) いずれも争う。

(2)「2」(準備書面1による補正後のもの)

ア「(1)」

争う。

イ「(ア)」

否認ないし争う。

ウ「(イ)」

記載の答弁があったこと自体は認める。

エ「(ウ)」

否認ないし争う。

(3)「3」(準備書面1による補正後のもの)

否認ないし争う。

(4)「4」(準備書面1による補正後のもの)

否認ないし争う。

(5)「5」(準備書面1による補正後のもの)

否認ないし争う。

(6)「6」(準備書面1による補正後のもの)

柱書は否認ないし争う。

ア「6(1)」

認める。

イ「6（2）」

否認ないし争う。

ウ「6（3）」

否認する。

エ「6（4）」

否認ないし争う。

オ「6（5）」

否認ないし争う。

5「第6 損害」

事実は不知。主張は争う。

## 第2 被告らの反論

### 1 被告蘭越町に対する請求について

2023年5月8日付訴状補正書によれば、訴状第5の2～5記載（準備書面1による補正後）の行為について、国賠請求を求めるものとのことである。

#### (1) 第5・2（山内勲氏）

原告準備書面1・第5・2（1）アの主張について、そのような事実はないし、原告が提出する録音にしても何ら権利侵害を肯定する事情がない。

同（1）ウについては、原告が主張する事実はない（そもそも具体的事実としてほとんど特定されていない。）。

#### (2) 第5・3（工藤信也氏）について

理由なく拒絶した事実は何ら無く、「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた」事実はない。

#### (3) 第5・4（今野満氏）

訴状ないし準備書面1に記載される主張の趣旨や根拠となる事実が判別できない。いずれにしても、推測に基づく主張を言うものと考えられ、国賠請求の要件を全く充足していない。

(4) 第5・5 (坂野孝洋氏)

単に原告の希望に適う文面でなかったことを指摘するにとどまり、法的主張足りえない。

(5) 小括

原告の主張を読み解いても、国賠請求の要件を全く充足していないのであり、本請求について速やかに棄却されるべきである。

2 被告難波に対する請求について

2023年5月8日付訴状補正書によれば、町議会議員として原告の提出した陳情を誠実に処理すべきことを怠ったことを理由とし、不法行為に基づく損害賠償請求を主張するものとのことである。

請願は、国又は地方公共団体の機関に対して希望を述べることを保障する制度であって、その内容が所管の官公署に伝わることにより、ひとまず請願の目的は達成されるものと解されており、同法は、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではない。

原告の主張を前提としても、被告難波が原告の法律上保護される権利利益への違法な権利侵害を行ったものではなく、主張自体失当である。

本請求についても速やかに棄却されるべきである。

以上